

消費者委員会 個人情報保護専門調査会(第2回)資料
～ 国際移転における企業の個人データ保護措置調査について～

平成22年9月29日
消費者庁企画課個人情報保護推進室

委員名簿・執筆分担

【委員】

* 敬称略

- 堀部 政男 一橋大学名誉教授
EUにおける個人データの国際移転に関する実態
について執筆
- 石井 夏生利 情報セキュリティ大学院大学准教授
BCRの制度的概要について執筆
- 武井 一浩 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
モデル契約の概要について執筆
- 藤原 静雄 筑波大学法科大学院教授
個人データの処理に係るプライバシー保護の国際
標準のための共同提案について執筆

【オブザーバー】

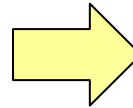
- 濃川 耕平 西村あさひ法律事務所 弁護士
モデル契約の概要について執筆
- 松本 絢子 西村あさひ法律事務所 弁護士
モデル契約の概要について執筆
- 迎 奈央子 西村あさひ法律事務所 弁護士
モデル契約の概要について執筆

(は座長)

平成22年3月現在

全体の構成

・EUデータ保護指令と個人データの国際移転



- | |
|---------------------------|
| 1. EUにおける個人データの国際移転に関する実態 |
| 2. BCRの制度的概要 |
| 3. モデル契約の概要 |

・「個人データの処理に係るプライバシー保護の国際標準のための共同提案」について

- ・ EUデータ保護指令と個人データの国際移転では、EUと同等のレベルにない個人情報保護法制を有する第三国へのデータ移転を原則禁止するEUデータ保護指令、この特例制度としての拘束的企業準則(BCR)やモデル契約の概要と内容やこれらに対する日本企業の対応状況等を説明。
- ・ 「個人データの処理に係るプライバシー保護の国際標準のための共同提案について」では、2009年11月5日にスペインのマドリッドで開催されたデータ保護及びプライバシー・コミッショナー会議で提案された「個人情報の処理に係るプライバシー保護の国際標準草案のための共同提案」の概要と内容や我が国の法制を前提とした分析等を説明。

・ E Uデータ保護指令と個人データの国際移転の概要

1 . E Uにおける個人データの国際移転に関する実態

(1) E Uデータ保護指令提案の背景

(2) E Uデータ保護指令提案

- ・ 「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令」(「E Uデータ保護指令」)の採択
- ・ 「構成国は、取扱い過程にある個人データ又は移転後取り扱うことを目的とする個人データの第三国への移転は、この指令の他の規定に従って採択されたその国の規定の遵守を損なうことなく、当該第三国が十分なレベルの保護(adequate level of protection)を確保している場合に限り行うことができる」ということを規定しなければならない。」(E Uデータ保護指令第25条)

(3) 日本企業の対応状況

- ・ ブリュッセル及びロンドンにおいて実施した日系企業6社に対するヒアリングの概要

(4) 欧州委員会からのヒアリングの概要

- ・ 欧州委員会・司法自由安全総局データ保護主任行政官に対するBCRに関するヒアリングの概要

(5) 弁護士からのヒアリングの概要

- ・ ブリュッセルにあるリンクレータース法律事務所において、BCRを多数取扱っている2名の弁護士に対するヒアリングの概要

(6) イギリス情報コミッショナーのBCR関係文書・事務局からのヒアリングの概要

- ・ イギリスのデータ保護機関である情報コミッショナーに対するBCRに関するヒアリングの概要
- ・ 個人データの国際移転に関する情報コミッショナーの説明文書の概要

2. BCRの制度的概要

(1) 拘束的企業準則 (Binding Corporate Rule, BCR) とは

- ・ 主に多国籍企業を対象として、1995年EU個人データ保護指令第26条第2項に基づくデータの国際移転を効果的に行うためのルール。データ保護機関等により法的に執行可能であることなどに留意した「国際データ流通に対する拘束的企業準則」等を策定し、欧州域内のデータ保護機関が当該ルールを承認した場合には、多国籍企業間でのデータ流通が認められる。

(2) BCRに関する文書

(3) BCRの概要

- ・ BCRは、主に多国籍企業に適用され、また、企業グループ内の情報移転のみを対象。企業グループ外への移転は、他の法的根拠が適用(標準契約条項、モデル契約等)

(4) BCRを利用するにあたっての留意事項

(5) 誓約・説明事項

- ・ BCRを申請しようとするグループ企業は、グループの全企業及びその従業員が、BCRを尊重するという明確な義務を持つこと等を確実にしなければならない。

(6) BCRの承認を得るための申請手続

- ・ グループの最上位の親会社又は営業上の本部がEUの加盟国内におかれている場合は、当該加盟国のデータ保護機関に申請。
- ・ 申請の際に提出する文書の内容

3. モデル契約の概要

(1) 概要

- ・ EU (欧州委員会) により承認されたモデル契約を利用する場合等においては、 第三国への個人データの移転が可能
- ・ 3種類のモデル契約: 管理者移転型モデル契約 (SET 、 SET)、 処理者移転型モデル契約

(2) 管理者移転型モデル契約の内容

- ・ EU域内のデータ管理者からEU域外のデータ管理者に対して個人データを移転する場合に適用されるモデル契約
- ・ SET 、 SET の主な規定内容、 両者の相違点

(3) 処理者移転型モデル契約の内容

- ・ EU域内のデータ管理者からEU域外のデータ処理者に対して個人データを移転する場合に適用されるモデル契約
- (データ管理者は、 データの取扱いの目的や手段について決定を行うものであり、 データ処理者は、 データ管理者の指示に従い、 単にデータ管理者に代わってデータ処理を行うものにすぎないものと考えられている。)

(4) モデル契約の運用について

(5) 日本企業にとってのモデル契約とBinding Corporate Rulesとの比較

・「個人データの処理に係るプライバシー保護の国際標準草案のための共同提案」について

1. 第三国への個人データの移転の問題の概要

2. 個人情報処理に係るプライバシー保護の国際標準草案のための共同提案

2009年11月5日にスペインのマドリッドで開催されたデータ保護及びプライバシー・コミッショナー会議で提案される。

(1) コミッショナー会議

- ・ コミッショナー会議の概要等

(2) 内容的特色

- ・ 提案の主な指標は、第1に国際的に受容されうる最高のレベルのものを達成するための諸原則及び権利を詳細に述べる、第2に国際的なデータ移転の改善を保証する、第3に自主規制の役割を検討する、第4にできるだけ広範な組織的、社会的コンセンサスを獲得すること。

(3) 我が国としての分析と検討

- ・ センシティブ・データの考え方が採用されている。
- ・ データ主体の権利に関し、漏洩等に際して情報提供を受けることができることとされている。
- ・ 予防措置として、個人情報保護監査、プライバシー影響評価という考え方が挙げられている。